（その１）

収　支　報　告　書

※該当箇所に［レ］すること。

政治団体の区分
□ 政党
□ 政党の支部
□ 政治資金団体
□ 政治資金規正法第１８条の２第１項の規定による政治団体
☑ その他の政治団体
□ その他の政治団体の支部
活動区域の区分
東京都内

〒１６５－００２６

1　主たる事務所の所在地　東京都中野区新井２－３０－４ ＩＦＯビル８－Ｂ

（ふりがな）　じゆうみんけんちょうさかい

2　政治団体の名称　自由民権調査会

3　代表者の氏名　大島　敦

4　会計責任者の氏名　小川　壽一

5　平成　３０　年分

団体コード	0	3	0	0	2	1	2	9	2	0	0	0	1	0
前年繰越額													0	円

事務担当者の氏名　矢口 豊人

電話番号　090－6150－0219

受付	審査	確認
	✓	
消込	パンチ	照合
㊞		

6089号
1.5.30
東京都選挙管理委員会事務局

資金管理団体の指定の有無
□ 有　☑ 無
公職の種類　（現・候）
資金管理団体の届出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分
☑ 政治資金規正法第１９条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体
☑ 政治資金規正法第１９条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名　大島　敦
公職の種類　衆議院議員　（現）・候

（※）資金管理団体の指定の期間
平成　年　月　日　から
平成　年　月　日　まで

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取消しをした場合のみ記入のこと。

（※）国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
平成 30 年 8 月 30 日　から
平成 30 年 12 月 31 日　まで

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体に該当した場合又は該当しなくなった場合のみ記入のこと。

1	0	0	5	2	0

(その２)

収　支　の　状　況

１　収支の総括表

収　入　総　額	1,420,000
（前年からの繰越額）	0
（本年の収入額）	1,420,000
支　出　総　額	1,294,304
翌年への繰越額	125,696

２　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金　額	0
員　数（党費又は会費を納入した人の数）	0

(2) 寄　附		
ア　寄附(イを除く。)の区分	金　額	備　考
(ｱ) 個人からの寄附	0	
（うち特定寄附）	0	
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ｳ) 政治団体からの寄附	0	
小　計　(ｱ) ＋ (ｲ) ＋ (ｳ)	0	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ　政党匿名寄附	0	
合　計　（ア ＋ イ）	0	

（その３）

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入

行番号	事業の種類	金額	備考
1	2018年10月15日開催トップセミナー(政治資金パーティ)	560,000	平成30年10月15日 ルポール麹町(千代田区平河町2-4-3)
2	2018年10月22日開催トップセミナー(政治資金パーティ)	360,000	平成30年10月22日 清水園(さいたま市大宮区東町2-204)
3	2018年12月10日開催トップセミナー(政治資金パーティ)	500,000	平成30年12月10日 ルポール麹町(千代田区平河町2-4-3)
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
	この頁の小計	1,420,000	
	合計	1,420,000	

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	金額	備考	
		本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	
1 経常経費			
(1) 人件費	769,474	0	
(2) 光熱水費	0	0	
(3) 備品・消耗品費	0	0	
(4) 事務所費	0	0	
小計	769,474	0	
2 政治活動費			
(1) 組織活動費	0	0	
(2) 選挙関係費	0	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	524,830	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0	0	
イ 宣伝事業費	0	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	524,830	0	
エ その他の事業費	0	0	
(4) 調査研究費	0	0	
(5) 寄附・交付金	0	0	
(6) その他の経費	0	0	
小計	524,830	0	
合計	1,294,304		

（その15）

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		5．政治資金パーティー開催事業費	
					政治資金パーティ開催事業(2018年10月15日開催トップセミナー)	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	メール便代	23,254	H30/10/5	つり具の大島	北本市本町3-143	
2	講演料	50,000	H30/10/15	土屋直也	東京都目黒区碑文谷4-9-15	
3	会場費	110,096	H30/10/15	ルポール麹町	東京都千代田区平河町2-4-3	
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	183,350				
	その他の支出	400				
	合計	183,750				

（その15）

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		５．政治資金パーティー開催事業費	
					政治資金パーティ開催事業(2018年10月22日開催トップセミナー)	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	講演料	50,000	H30/10/22	土屋直也	東京都目黒区碑文谷4-19	
2	会場費	140,180	H30/10/22	㈱清水園	さいたま市大宮区東町2-204	
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	190,180				
	その他の支出	0				
	合計	190,180				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		5．政治資金パーティー開催事業費	
					政治資金パーティ開催事業(2018年12月10日開催トップセミナー)	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	会場費	150,000	H30/12/10	ルポール麹町	東京都千代田区平河町2-4-3	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	150,000				
	その他の支出	900				
	合計	150,900				

(その17)

資産等の状況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

(その20)

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

☑　1　領収書等の写し

☐　2　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

☑　3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

2019年5月25日

政治団体の名称　自由民権調査会

会計責任者の氏名　小川　　壽一　　(印)

代表者の氏名　（代表者については解散時のみ記入すること）

(印)

政 治 資 金 監 査 報 告 書

令和元年５月２１日

自由民権調査会
代表　大島　　敦　殿

登録政治資金監査人　　澤口紀男
登 録 番 号　　第１４４号
研修終了年月日　　平成２０年１２月１７日

１　監査の概要

（１）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、自由民権調査会の　平成３０年８月３０日から平成３０年１２月３１日までの法第１２条第１項に規定する報告書並びに当該報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書（以下「会計帳簿等の関係書類」という。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（２）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（３）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成した会計帳簿等の関係書類について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（４）この政治資金監査は、自由民権調査会の主たる事務所の作業スペースの不足により円滑な政治資金監査の実施が困難であると澤口紀男が判断したため、自由民権調査会の従たる事務所（埼玉県桶川市泉２－１１－３２天沼ビル）において行った。

２　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（１）　法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書が保存されていた。

（２）　法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係　政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（３）　法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。

（４）法第１９条１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

３　業務制限

自由民権調査会と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

また、自由民権調査会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以　上